

西陶器小学校いじめ防止対策基本方針

1. いじめに対する基本認識：いじめに対する本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こりうる」との認識をもち対応する。  
「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）
  - (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」姿勢で取り組む。
  - (2) いじめられた子どもの立場に立ち、できる限りの支援をおこない、絶対に守り通す。
  - (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導をおこなう。
  - (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
  
2. 未然防止に向けて：学校の教育活動を、人権尊重の精神に基づいて展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。
  - (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
  - (2) 道徳・特別活動等を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
  - (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、担任による相談・指導をおこなうとともに、スクールカウンセラー等を活用する。
  - (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
  - (5) いじめ問題への取組を常に点検して、改善充実を図る。
  - (6) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する研修の充実、いじめ相談体制の点検、相談窓口の周知をおこなう。
  - (7) 地域や関係機関と情報交換をおこない、連携を深める。
  
3. 早期発見に向けて：いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が実態把握に努める。
  - (1) 子どもがいじめを疑う。（いじめ対応チェックリスト等の利用）
  - (2) 子どもの声に耳を傾ける。（西陶器っ子アンケート〈いじめアンケート〉、個別面談など）
  - (3) 子どもを行動を注視する。（いじめ対応チェックリストの利用）
  - (4) 保護者と情報を共有する。（連絡ノート、電話・家庭訪問等）
  - (5) 地域と日常的に連携する。（見守り活動との連携、地域行事への参加等）
  
4. 早期解決に向けて：いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解決をめざす。
  - (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、事実確認をおこなう。
  - (2) 学級担任が一人で抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
  - (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
  - (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪させる。

- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡をおこなう。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

#### 5. 西陶器っ子アンケート（いじめアンケート）の実施

西陶器アンケート（いじめアンケート）調査を毎月1回実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめ実態調査を実施し、早期に適切な対応をおこなう。

対応を行った際は、Iシステムへの書き込みを行う。対応の記録を行うことで、事実の整理を行う。

#### 6. 校内いじめ対策委員会の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、生徒指導主事、各学年1名を構成員とし、校内いじめ対策委員会を設置する。本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検をおこなうとともに、必要に応じて見直しを図るなど、取組の工夫改善に努める。

##### 【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は校内いじめ対策委員会に直ちに報告し、情報を共有する。
- (2) 当該組織と当該担任が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認をおこなう。
- (3) いじめの問題に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家が参加しながら対応する。

##### ◎重大事態への対処

重大事態は、

- ①いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ②いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
- 等を意味する。

重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告を行い、いじめ対策委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に速やかに報告する。

#### 7. ネット上のトラブル対応について：

SNSなどのインターネット上のトラブルが小学生でも起きている。そこで、携帯電話、スマホなどの適切な利用の啓発や情報モラルの指導を積極的に行う。また、児童の身体、財産、心に重大な被害が生じるおそれのある時は、保護者とともに西堺警察署に通報し、適切な援助を求める。